

議案第16号

建物の処分について

次の建物を売り払う。

所在地 大阪市西成区長橋3丁目15番地

構造規模 鉄筋コンクリート造地上3階建

建築面積 876.33平方メートル

延床面積 2,310.74平方メートル

契約金額 85,158,475円

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

本市所有建物を社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。